

第11号様式（第5条関係）

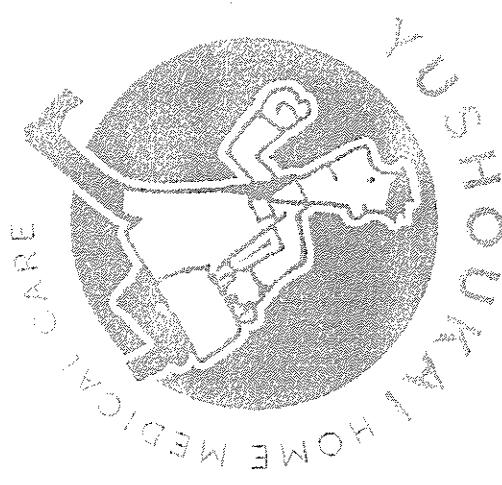
政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 関本 真樹

年 月 日	2023年11月8日～2023年11月9日				
政務活動先	<p>2023年11月8日 ① 東京 メディカルインフォマティクス株式会社</p> <p>2023年11月9日 ② 茨城県守谷市 株式会社ツクリエ</p>				
政務活動の目的	<p>① 在宅医療、へき地医療の今後についての知見を深める</p> <p>② 奈良県における起業支援のあり方の検討</p>				
相手方	<p>① メディカルインフォマティクス株式会社</p> <p>② 株式会社ツクリエ</p>				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	<p>① 中山間部だけでなく市街地においても在宅医療の需要があることを認識。奈良県内での需要や採算性を調査研究し、必要な提言を行っていきたい。</p> <p>② 東京都の起業支援の業務を受託し様々なプログラムを実施しており、比較的予算が潤沢な印象を受けた。奈良県にあった規模や内容を模索し費用対効果も検討していきたい。</p>				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	メディカルインフォマティクス株式会社	駐車場代	近鉄郡山駅前	1,200 円	24
	メディカルインフォマティクス株式会社	近鉄日本鉄道	近鉄郡山～京都	830 円	25
	メディカルインフォマティクス株式会社	新幹線	京都～東京	14,170 円	26
	株式会社ツクリエ	つくばエクスプレス	秋葉原～守谷	840 円	28
	帰宅	つくばエクスプレス	守谷～秋葉原	840 円	29
	帰宅	新幹線	東京～京都	14,170 円	30
	帰宅	近鉄日本鉄道	京都～近鉄郡山	830 円	31
	宿泊費	10,340 円	内訳:くれたけインプレミアム浜松町		27
	会費	円	内訳:		
	合計	43,220 円	(すべて政務活動)		
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

ANNUAL REPORT 2022



Annual Report
Home Medical Aid
July 2022

Index

YUSHOUKAI HOME MEDICAL CARE ANNUAL REPORT 2022

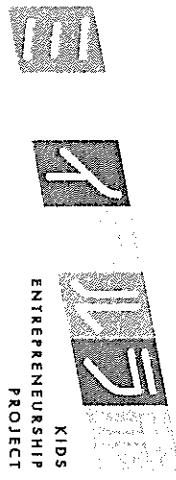
概要	36
行動規範と事業計画	38
診療拠点	39
2023年新規開設計画	4
診療拠点	6
2022年新規開設拠点	8
悠翔会在宅クリニック新宿	10
ケアタウン小平クリニック	12
ノビシロクリニック藤沢	14
パナウル診療所	16
悠翔会ホームクリニック知多武豊	18
地域診療拠点	18
悠翔会在宅クリニック越谷	20
悠翔会在宅クリニック春日部	21
悠翔会在宅クリニック川口	22
悠翔会くらしケアクリニック練馬	23
悠翔会在宅クリニック葛飾	24
悠翔会在宅クリニック北千住	25
悠翔会在宅クリニック新橋	26
悠翔会在宅クリニック墨田	27
悠翔会在宅クリニック品川	28
悠翔会在宅クリニック川崎	29
悠翔会在宅クリニック流山	30
悠翔会在宅クリニック柏	31
悠翔会在宅クリニック稻毛	32
悠翔会在宅クリニック船橋	33
ココロまち診療所	34
くくるホームケアクリニック南風原	35
診療能力	36
診療チーム	38
夜間・休日の診療体制	39
診療能力	40
患者数	41
医科診療件数	42
歯科診療件数	43
地域連携	43
Process	44
すべての人に、「安心できる生活」と「納得できる人生」を	44
急救を防ぐ	45
入院を減らす	46
望むる場所で最期まで過ごせる	47
自ら選択した人生を、尊厳をもって生き切れるように	48
診療外の主な活動実績	49
Outcome	49
すべての人に、「安心できる生活」と「納得できる人生」を	44
急救を防ぐ	45
入院を減らす	46
望むる場所で最期まで過ごせる	47
自ら選択した人生を、尊厳をもって生き切れるように	48
診療外の主な活動実績	49
Challenge	50
メデイカルインフォマティクス×Okitell365の事業領域	58
対 談 プライマリ・ケアの価値を最大化するために、	60
事業会社ができるとことを考える	60
座談会 これからのお宅医療のカタチを変えてゆくために	62

株式会社ソクリエ × 株式会社キッズプロジェクト

起業家教育事業

概要説明

2023.8



第11号様式（第5条関係）

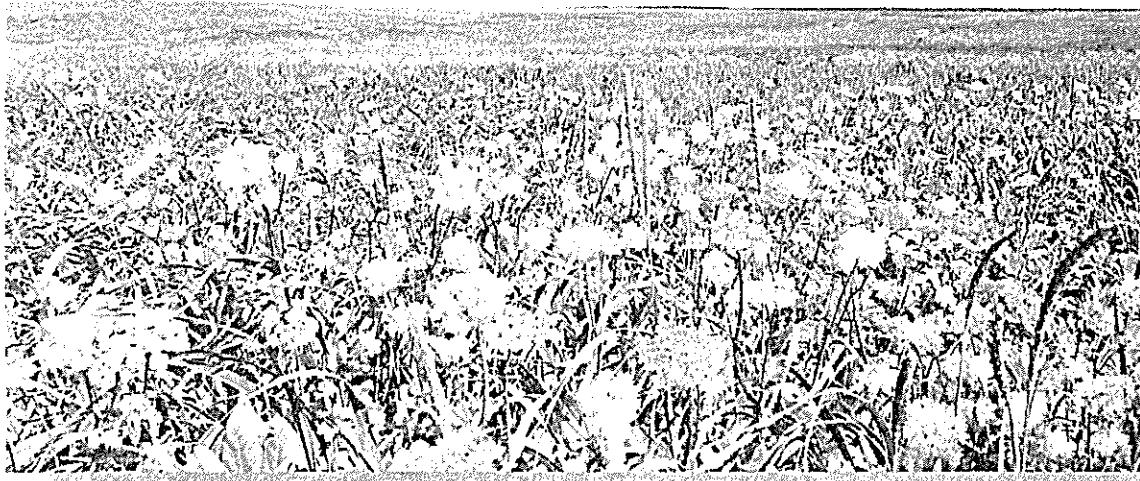
政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 関本 真樹

年月日	2024年2月7日				
政務活動先	北方領土返還要求全国大会				
政務活動の目的	北方領土の不法占拠についての過去の経緯や現在の状況、取組等について理解を深める				
相手方	北方領土返還要求全国大会実行委員会				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	過去の経緯や実情を把握するとともに、島民や2世、3世の方の思いも聞かせていただき、返還要求を粘り強く続けていくことの必要性を再認識した。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	国立オリンピック記念青少年総合センター	駐車場代		600 円	50
	国立オリンピック記念青少年総合センター	近鉄日本鉄道	近鉄郡山～京都	830 円	51
	国立オリンピック記念青少年総合センター	新幹線、JR在来線	京都～代々木	13,970 円	52
	帰宅	新幹線、JR在来線	代々木～京都	13,970 円	53
	帰宅	近鉄日本鉄道	京都～近鉄郡山	830 円	54
	宿泊費	円	内訳：		
	会費	円	内訳：		
	合計 30,200 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料：視察先資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

令和6年北方領土返還要求全国大会



令和6年2月7日

国立オリンピック記念青少年総合センター
カルチャーホール

《 北方領土の日 》

日露両国は、1855年2月7日に伊豆の下田で調印した「日露通好条約」において両国間の国境を択捉島とウルップ島の間と定めた。この条約には、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島が日本の領土であることが明記されている。この歴史の事実を重んじ、政府は1981年1月に北方四島が平和友好裡に返還されることを念じ、2月7日を「北方領土の日」と制定した。

主催／北方領土返還要求全国大会実行委員会

日本の大切な島々です

終戦当時、北方領土の島々には 17,291 人の人々が暮らしていました。春から秋までの漁業の最盛期には、島外から多くの人々が働きに来て大変な賑わいでした。

1945 年 8 月 28 日、ソ連兵が択捉島の留別村に上陸、続いて国後島、色丹島に上陸、9 月 1 日には歯舞群島にまで侵攻し、9 月 5 日までに全ての島々を占拠しました。

故郷を追われた島民は「故郷の島に戻る日」が必ず来ると信じていましたが、未だに帰れず 78 年も経過し、この間、多くの方々が失意の中、亡くなられました。今では生存している元島民は 5,208 人、平均年齢は 88 歳となっています。

元島民に残された時間は僅かしかありません。「生きている内に、先祖の墓参りをしたい」が願いです。故郷を追われた元島民は「故郷の島に戻れる」日が必ず来ると信じていました。

今はそれも叶いません。どうして叶わないのでしょうか。

北方四島は、元島民の故郷ですが、日本人皆さんの大切な領土です

国後島秩苅別生まれ（81 歳男性）

国後島の秩苅別の海峡の向こうに知床半島の羅臼が見えました。夕焼けの中に浮かぶ知床半島は幻想的でした。冬は流氷が入ると、氷の上を歩いて知床半島の羅臼まで行けそうでした。島ではやんちゃな仲間と材木岩を見に行き、帰りに岩場で魚を獲り、温泉で温まり、陽が沈むまで遊んでいました。

戦後、家族は羅臼で暮らすことになりました。そこからは秩苅別が見え、国後島から昇るキラキラ輝く太陽を見ていました。冬、流氷と共に鶴たちがやってくる。鶴の背に乗って国後に行きたい。手が届く所に在るのに、帰りたいのに帰れない故郷。やるせない毎日。

歳を取り、とうとう羅臼を離れることになりました。朝日を見る度に「知床旅情」の一節、「はるか国後に白夜は明ける」と口ずさむ。

今、故郷は見えない。願いは「故郷の島でお墓参り」を



次 第

◎ 北方領土をご紹介します

歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島

朗 読 「遺されたから紡いでく」

◎ 挨 捶

大会実行委員長	中園 謙二
元島民の訴え	野口 繁正
内閣総理大臣	岸田 文雄
外務大臣	上川 陽子

◎ 北方四島の返還を求める

○活動の現場から

運動団体代表・北方領土隣接地・他

○北方領土の日に寄せて

北方担当大臣 自見 はなこ

◎ アピール

―― 大会実行委員会構成団体――

北方領土返還要求運動連絡協議会幹事団体：日本青年団協議会・日本労働組合総連合会・全国女性団体連絡協議会・千島歯舞諸島居住者連盟・自衛隊家族会・東京根室会・日本青年会議所・北方領土復帰期成同盟

地方六団体：全国知事会・全国都道府県議会議長会・全国市長会・全国市議会議長会・全国町村会・全国町村議会議長会

政府関係：内閣府

北方領土返還要求運動連絡協議会構成団体：安全保障問題研究会・小笠原協会・沖縄協会・各種女性団体連合・北の海の動物センター・釧路建親会・自由民主党東京都連学生部・神道政治連盟・神道青年全国協議会・神社本庁・全国氏子青年協議会・全国漁協婦人部連絡協議会・全国高等学校校長協会・全国公民館連合会・全国商工会連合会・全国生活衛生同業組合中央会・全国郵便局長会・全日本中学校長会・全国防衛協会連合会・全国連合小学校長会・全国若手市議会議員の会OB会・隊友会・大日本水産会・東京母の会連合会・独立行政法人北方領土問題対策協会・日本遺族会・日本郷友連盟・日本私立中学高等学校連合会・日本新聞協会・日本青年協会・日本青年協議会・日本青年国際交流機構・日本放送協会・日本ユネスコ協会連盟・日本PTA全国協議会・根室管内ふるさと会連合会・佛所護念会教団・北海道漁業協同組合連合会東京支店・北海道俱楽部・北海道信用漁業協同組合連合会・北海道水産会・北海道総務部北方領土対策本部・北方研究センター・北方四島自然協議会・北方領土返還要求宮城県民会議・北方領土勉強会・モラロジー道徳教育財団・若い根っここの会・早稲田大学鵬志会（50音順）

令和 6 年大会アピール（案）

本日、令和6年「北方領土の日」を迎え、我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島および歯舞群島、すなわち北方四島の返還実現を目指し、「令和6年北方領土返還要求全国大会」を開催しました。大会の様子はインターネットを通じて配信され、北方領土問題の解決を求める日本国民の訴えを国内外に幅広く訴えることができました。

78年前、北方領土がソ連によって不法占拠されたまま今日に至っています。決して許されることではありません。今、北方領土問題は混迷を深める国際情勢の影響を受け、日露間の平和条約交渉、北方四島交流事業、墓参など様々な取り組みが一方的に中断され、外交交渉再開の兆しすらもみえません。北方領土問題は非常に厳しい状況に置かれています。

戦前、北方四島に居住していた元島民の方々は「故郷の島に戻る日」を待ち続けていましたが、願いが叶わぬまま次々と亡くなられています。元島民の高齢化は深刻であり、一刻の猶予もありません。人道的観点からも、現在中断されている元島民による北方墓参の再開を強く望みます。

私たちはこうした厳しい情勢の中、北方領土返還に向けて地道にあらゆる活動を続けております。北方領土問題を解決に向けて前進させるには、これからも歩みを止めることなく一丸となって訴え続けることが不可欠です。

大会では、北方領土問題の解決に向け、官民一体となり、これまで以上に国内外に向け広範な活動を展開し、返還要求運動に取り組む意思が確認されました。

私たちは、北方四島の返還実現を目指し、次のとおり決意を表明します。

記

- 一．私たちは、北方四島の返還実現を目指し、日露両国間の関係改善と平和条約締結に向けた交渉の再開を強く求めます。
- 一．私たちは、人道問題として北方墓参の早期再開を強く求めます。
- 一．私たちは、署名活動をより一層推進します。
- 一．私たちは、全国の仲間と手を携え、あらゆる機会を活かし、北方領土問題を発信し、北方四島の返還こそが我が国とロシアとの眞の友好と信頼関係を築き、ひいては世界の平和に寄与するものであることを訴えます。
- 一．私たちは、北方領土に残存する日本の施設などの保存に努めます。

令和6年2月7日北方領土の日
令和6年北方領土返還要求全国大会

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 関本 真樹

年 月 日	令和5年7月25日他			
表題と発行部数	広報紙「MASAKI ニュース No.20」 24,000部発行			
対象者	大和郡山市内			
配布方法	ポスティング 22,410部 街頭配布 1,590部			
発行目的	6月議会報告を行い、意見や要望等を求める			
按分率の説明	政党名や自身の写真の面積が10分の1以下であるため			
内容	奈良県議会の常任委員会の説明 6月議会報告（自身の委員会質疑等）			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷費	東京カラ 一印刷	38,930 円	@ 1.62 円 × 24000 部
	ポスティン グ代	アイポス ティング	76,418 円	@ 3.41 円 × 22410 部
				④ 3.41 円
※ 全て 90% 充當 合計 $115,348 \times 90\% = 103,813$ 円				
備考	添付資料：MASAKI ニュース NO.20			

注 発行した広報紙を添付してください。



～県議会議員 関本まさきの県政報告～

発行責任者：関本まさき

大和郡山市小泉町3304-12

携帯：080-6215-0287

E-mail : mightgaine5625@yahoo.co.jp

2023年夏号

奈良県議会について

4月の統一選挙で市議から県議にステップアップさせていただき、5月に臨時議会、6月に初の定例議会を迎えるました。同じ地方議会でも細かなところで違いがあり勉強の日々なのですが、近くで遠い県議会について、これから定期的にできる限りかみ砕いてお知らせしていくこつと思います！さて、県議会には5つの常任委員会があり、それぞれ下記のような事柄を所管しています。

総務警察委員会・・・知事給与や職員待遇、選挙関連費用や個人情報保護関係、警察官や警察署などの施設開通、歳入や防災関連等の事項について

厚生委員会・・・・障害福祉、ワクチン接種、子ども医療費助成、民生・児童委員等について

経済労働委員会・・・中小企業支援、林業・農業振興、観光総合戦略、奈良競輪等について

建設委員会・・・・まほろば健康パーク、道路や河川の管理、県域水道一体化、都市公園等について

文教くらし委員会・・県立高校・中高一貫校、特別支援学校、スポーツ施設、奈良マラソン、なら歴史芸術文化村、文化会館、ムジークフェストなら等について

ちなみに私は文教くらし委員会に所属しています。この委員会では上記に加え、GIGAスクール構想や部活動の地域移行など小中学校の事も取り上げることができます。どんな議案が付託されたり、どういった内容の質疑が交わされているかは県議会のホームページから見ていただくことができますので是非一度ご覧いただければと思います。

6月議会報告(要点抜粋)

■6月の定例会において山下知事から出された議案は、物価高騰対策や知事が公約した内容である不妊治療の助成拡充についての補正予算なども含めて全て可決、順調な滑り出しとなりました。

■会派：日本維新の会が提出した議員報酬2割削減の議案ですが、委員会付託を希望するも拒否され、議論されることもなく否決されました。従来より、奈良県議会は議員報酬の1割削減を続けてきましたが、改選に伴い切れています。過半数を占める自民党・無所属の会からは代案として1割削減の議案を出されることもありませんでした。私たち日本維新の会県議団は引き続き、独自で身を切る改革を続けていきます。

■また、五條市の防災拠点や大和平野中央田園都市構想などの見直しが大きく報道されていますが、大和郡山市内においては中央卸売市場の再整備とまほろば健康パークの公園拡張が見直しとなりました。今後は関係者等からも意見を聴取し、規模や内容を精査した上で再整備の検討を進めていくことになります。私も、地元の声や奈良県、そして大和郡山市の発展の為にはどうしていくべきかも踏まえて先進事例なども研究しながら積極的に提言を行ってまいります！！

ニュースの整理、奈良はもっとこうなればいいのに！といったご意見や
お困りごとなどなんでおお寄せください。SNSやホームページも是非ご覧ください！



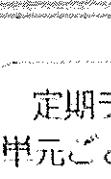
文教くらし委員会質疑より

奈良県議会では申し合わせにより、ざっくりですが基本的に一般質問は1人につき年1回となっており、市議会では定例議会ごとに一般質問をしていたので発言の機会が大きく減ることとなってしまいました。ですが、それを嘆いていても仕方がないのでその分常任委員会での質疑に力を入れていきたいと思います！

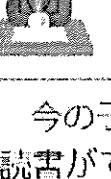
各常任委員会においては「その他質疑」という項目の時に、出された議案や報告事項などとは全然別の内容について、委員会の所管する事項であれば質疑をして提言を行ったりできます。要は分野は限られるが一般質問と同じようなことができるわけです。ちなみに、細かい運用は違いますが市議会でも所管質疑という名前で同じことをすることができます。以下、6月29日の文教くらし委員会で私が行った質疑の抜粋です。

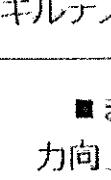

国際中学校が国際バカロレア（IB）の候補校として令和5年4月に開校した。年間スケジュールを見ると一般的には定期テストが実施される時期に個人探求週間と記載されているが、この内容も含めて、市町村立の中学校との教育課程（カリキュラム）の違いについて教えてください。


言語と文学、個人と社会など8つの学習領域があるが、内容は学習指導要領と大きく相違なく、同じ検定教科書を使用している。主な特色としては英語の教科について、英語を母語とする教員等による少人数、習熟度別の授業をしている。個人探求週間にはフィールドワークを行ったり、ゲストティーチャーを招いてアクティブラーニングを実施し、主体的、探究的な学びを推進している。


国際中学校、高等学校では定期テストを実施しておらず各教科の単元ごとに単元テストを実施。もう一つの県立の中高一貫校である青翔中学校、高等学校でも中間テストの代わりに単元テストを行い、期末テストのみ実施しており、それ以外の県立高校でも単元テストを実施しているところがあると聞いている。単元テストはどういった趣旨で導入されているのか。


定期テストは直前期だけの学習を誘発したり、つめこみ、暗記になりがちである。単元ごとにテストをすることで自身の習得度合いの把握や振り返りがしやすいと考えており、現場の先生からも生徒のつまづきが発見しやすいという声があがっている。また、生徒の成績についてはペーパーテストだけでなくレポートやグループディスカッションなど多面的に評価をするようにしている。


南部・東部地域での読解力向上プロジェクトについて、経年で効果測定ができるよう、まずは今の子どもたちの読解力を測定し、現状にあったレベルでの読解力向上の取組を進める必要があると思うが、教育長の考えは。


今の子どもたちは飛ばし読みをする傾向があるとされており、まずはしっかりと読書ができるようにする。そして今年の10月から12月にかけてリーディングスキルテストを実施し、その結果を基に現状に合った読解力の向上施策を実施したい。

■まとめ 単元テストについてはさらなる知識定着に向けての提言を行いました。読解力向上については学力向上のためにも重要なので引き続き進捗を追いかけます！

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 関本 真樹

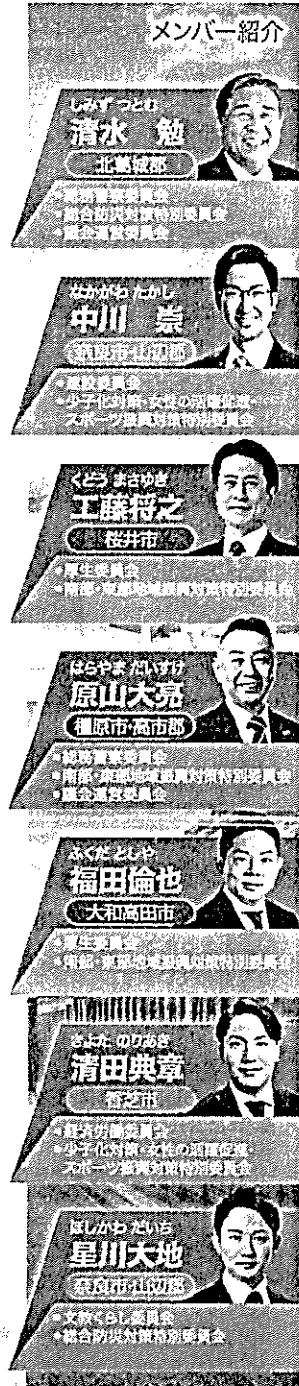
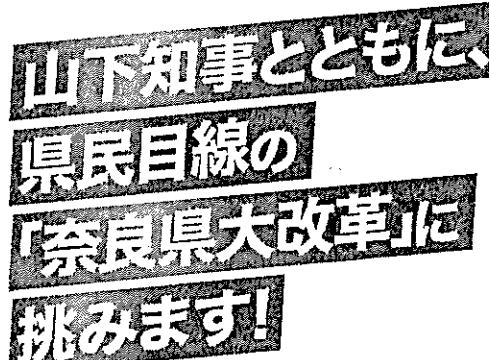
年 月 日	令和5年9月21日			
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.1」 15,000部 ※同じものを会派の政務活動費で11,000部発行(計26,000部)			
対象者	大和郡山市内			
配布方法	新聞折込 25,100部 街頭配布900部			
発行目的	6月議会報告を行い、意見や要望等を求める			
按分率の説明	議会活動報告のみのため			
内容	6月議会報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷費	㈱プリント アップス タイル	48,180円 部	@3.21円×15,000 部 14
	新聞折込費	㈱プリント アップス タイル	82,830円	@3.3円×25100部 15
	※ 全て100%充当 合計 131,010円			
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.1			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派

日本経済新聞NEWS

奈良県議会会派 日本革新の会 ☎630-8501 奈良市大和大路町30 奈良県議会事務局内 TEL 0742-27-7454 (日本革新の会議員連絡室)



奈良県議会会派「日本維新の会」です。

4月の選挙では、皆さんからのご信託をいただき、メンバーの数も14名となりました。

改選後初となる6月定例会では、この維新の議員たちが本会議や常任委員会で積極的に発言や提言を行いました。

さらに私たちは会派として、県議会議員の月額報酬2割削減案を単独提案しました。これまででは少数会派だったので、皆様に維新の存在意義を感じていただく機会は少なかったと考えますが今任期は違います。

採決の結果は議長を除く42名が評決を示し、賛成16、反対26。

自民党・無所属の会、公明党、立憲民主党が反対を致しました。

私たちは6月定例会初日に提案理由を述べ、他の議員にも理解を求めたのですが、この反対をした議員たちはこともあろうに、議論すら拒否する始末です。

報酬を下げるのが嫌だからと議論することさえ拒否するこの姿を

県民の皆さんはどう思われるでしょうか?

こんな奈良県議会でいいのでしょうか?

私たちの任期は始まったばかりです。

旧態依然の奈良県議会の実態を県民の皆様に包み隠さずお知らせし、
山下知事とともに県民目線で今必要な改革に全力で取り組みます。

今後の私たちの活動にご注目ください。

令和5年 6月定例会

奈良県議会会派「日本維新の会」

議員報酬2割削減条例改正案を提出

講習会の実験結果

自由民主党・無所属の会										日本維新の会							公明党			改進なら		共															
永田	川口	芦高	足田	若林	斎藤	伊藤	小村	浦西	川口	池田	乾	米田	粒谷	田中	岩田	中野	山本	山本	松木秀一郎	星川	井岡	福田	原山	佐藤	清水	松尾	亜甲	阪口	大園	豊野	山村	森山	賀文	泰穂	議決結果		
恒信	恒信	信友	進一	かすみ	有紀	将也	尚己	政史	良辰	慎久	均	浩之	忠則	友示	惟光	義雄	雅史	進章	洋平	大地	眞草	福西	将之	亮	紀勉	幸代	正博	良保	泰代	義明	亜甲	豊野	山村	森山	賀文	泰穂	議決結果
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	O	O	O	O	O	O	O	X	X	X	O	X	X	O	否決					

○=賛成 X=反対 共=日本共産党

令和5年 6月定例会



松尾 勇臣 議員

一部抜粋

- 関西広域連合への全部参加について
- 令和5年度予算執行査定について
- 女性の活躍促進について
- 子育て支援について
- 描く産業の成長戦略について
- 身を切る改革について



一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- 奈良県の観光交通戦略について
- 「空の移動革命」について
- 奈良県のGX推進について
- 奈良県産材の利用促進について
- 西奈良県民センター跡地について

「空の移動革命」について

大阪・関西万博に向け、大阪府では空飛ぶクルマの実現に向け、積極的に取り組みを進めています。

奈良県でも大阪府や県内自治体と連携をして取り組むべきです。

空飛ぶクルマは、人の移動や物流に変化をもたらし、ビジネスへの広がり、観光誘客の促進、また公共交通機関としての利用も期待されています。一方、機体の技術開発や法制度整備、住民理解など、実用化に向けた課題も多くあります。実現可能性などについて大阪府等とも連携し、ともに検討していきます。

「大阪府における空の移動革命社会実装にむけて」パンフレット

原山 大亮 議員



- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催における県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について
- 奈良県立医科大学附属病院の駐車場について
- 都市計画道路橿原運動公園線の整備について

県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について

これまで、県と橿原市で橿原公苑と橿原運動公園の敷地の全部交換等の計画が進められてきましたが、費用負担等の諸条件などは、どのような考えのもと進めてきたのか、また今後はどう進める予定なのか。

橿原市へは用地及び施設の資産評価額による精算や施設の一体的運営に向けた協議会の設置等の考えを提案しましたが、市の懸念は払拭されず、合意に至っておりません。今後は、橿原公苑を国民スポーツ大会等の主要会場として活用するとともに、大会後も見据えた多様な利用を想定した改修内容について具体的な検討を進めています。

小林 誠 議員



- 西和医療センターの移転・再整備について
- 大和川における遊水地事業の整備状況について
- 県道法隆寺線のバリアフリー化について
- 離婚後の面会交流への公的支援について
- 特別支援学級の充実について

特別支援学級の充実について

発達障害者等を含む支援が必要な子ども達がいる特別支援学級の充実について、教職員の配置をどのように考えていますか。

今年度から県教育委員会では、採用する小学校教員に対し、特別支援学校教諭二種免許状の取得を努力義務とすることで、専門性の習得が求められる特別支援教育の充実を図ります。今後も法に基づく配置に加え、障害の種別や程度に応じて加配教員、非常勤講師を配置するなどして、特別支援学級や通級指導を充実させていきます。



委員会 報告

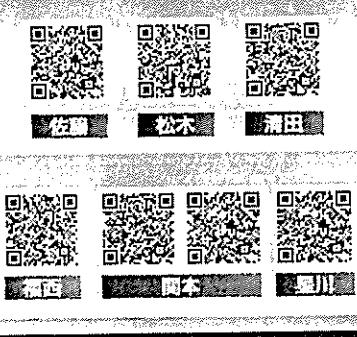
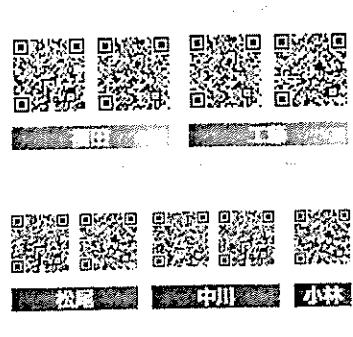
の詳しい質問内容は
QRコードの動画をご覧ください。

経済警察委員会

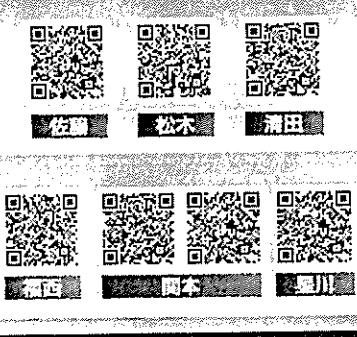


瀬木

原山



経済労働委員会



松木

瀬木

中川

原山

小林

瀬木

田中

原山

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 関本 真樹

年 月 日	令和5年10月25日			
表題と発行部数	広報紙「MASAKI ニュース No.21」 18,000部発行			
対象者	大和郡山市内			
配布方法	ポスティング 17,000部 街頭配布 1,000部			
発行目的	9月議会報告を行い、意見や要望等を求める			
按分率の説明	政党名や自身の写真の面積が10分の1以下であるため			
内容	9月議会報告（自身の一般質問、委員会質疑等）			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷費	東京カラ 一印刷	39,910 円	@ 2.22 円 × 18000 部
※ 全て 90% 充當 合計 $39,910 \times 90\% = 35,919$ 円				
備考	添付資料：MASAKI ニュース NO.21			

注 発行した広報紙を添付してください。



～県議会議員 関本まさきの県政報告～

発行責任者：関本真樹
大和郡山市小泉町3304-12

携帯：080-6215-0287
E-mail：mightgaine5625@yahoo.co.jp

2023年秋号

9月定例議会報告

- 9月の定例会において山下知事から出された議案は、条例改正や補正予算、令和4年度決算も含めて全て可決されました。概要は右記QRコードから。



■ 奈良県議会では9月議会と2月議会に予算特別委員会が設置されています。2月議会の方は当初予算を中心に審議がなされるもので、市議会の予算委員会と概ね同じですが、9月議会でも予算委員会が設置されます。これは補正予算を審議するものなのですが、6月議会や12月議会でも補正予算は提案されるのになぜか9月議会だけ予算委員会が設置され、6月と12月は各常任委員会に分割して付託されます。議会改革推進会議の中でこういった運用になっている理由を確認しましたが、明確な決まりがあるわけではないとの事でした。また、上程されている補正予算以外の事についても聞くことができ、体感でいうと今回の委員会においても「以外の事」の方が質疑が多く感じました。議会改革推進会議では、発言の場を増やすといった観点から予算委員会を定例議会ごとに開く常設化について継続審議中ですが、委員会自体のあり方も議論していくべきだと考えています。

9月文教くらし委員会その他質疑(要点抜粋)

- 奈良県が平成30年に定めた奈良県動物愛護管理推進計画。この計画の期間は10年間で、中間となる令和4年度の目標値も設定されており、その達成状況を確認。犬猫の引き取り、殺処分数、殺処分率はいずれも目標値を達成。猫を避妊させるTNRについて、民間のボランティアの方の努力、善意に頼っている側面が大きいため、ボランティアの方の持ち出しを減らせるよう手術の助成を要望。
- 教員採用試験について。次年度に向けての募集は約半数の都道府県で応募者が減る中、奈良県は約150名増加しており、この大きな要因は50代の募集も今回から始めたからとの事。引き続き応募者確保に努めていただきたいこと、県外正規教員より県内常勤講師の方が一次試験の免除項目が多いため、そこは揃えるべきではないかと提案。
- 特別支援教育について。高校では必要に応じて個別の教育支援計画などを策定し、特別支援教育コーディネーターを配置し連絡会も設けて適切な支援ができるよう対応しているとの事。高校は義務教育ではないが多くの生徒が進学するので支援の拡充と状況がわかりづらいので発信強化を要望。
- 進学教育重点校について。奈良、郡山、畝傍、高田高校が指定され大学進学に力を入れるとされている。自ら課題を探し学ぶ姿勢を養う探究学習を強化することを主目的に、教員に大阪で研修を受けさせるとの事で、それも必要だと思うので鋭意進めて頂きたい。大阪を否定するものではないが、より公立高校から上位大学への進学率が高い、富山、石川、福井などからリモートなども併用して教育方法等を学ぶべき、それと小中学生の学力や考える力の養成に一層取り組んでいただきたいと要望。



一般質問について



①まほろば健康パーク機能強化事業について、従前の計画では再整備を行うのは緑地や野球場など約7000m²とされていたが整備する規模に変更はあるのか、内容やコンセプトに大きな変更があるのか、そして現在の進捗状況は。

現在ニーズの把握や他府県の事例調査等をしており、規模は従前計画で議決いただいた範囲内で考えている。また、どんな特性の子どもでも楽しめるインクルーシブ遊具の導入も含め、広く利用してもらえる公園にしていきたい。



②県営都市公園の効率的な運営管理について。人口減少や少子高齢化による税収減が加速し、公園の維持管理費負担も重くなっている。民間事業者に一定期間、場所を無償貸与してイベント等の採算性を試してもらうトライアルサウンディング等も活用して稼ぐ都市公園を目指すべきと考えるがどうか。

例えば馬見丘陵公園では四季折々の花の植え替えやそれに伴うイベント、日常の維持管理で多額の費用を要している。これまで飲食店などの便益施設からの使用料収入を得るなどはしてきたが、県営公園全般についてトライアルサウンディングも含め更なる収入増に向けて取り組みを検討していく。



③奈良県中央卸売市場の再整備について。BtoBの市場部分で事業者に対して新施設の使用料目安の提示を行ったのか、行ったのであればそれにより移行を希望する事業者に増減があったのか等、状況をお聞かせください。BtoCのにぎわいづくりの部分においても民間業者に独立採算でどういった事をやってもらえるかのヒアリングをされているかと思いますが進捗状況を教えてください。

市場エリアの規模は概ね合意が取れており、再整備後の施設使用料は算定を進めている。にぎわいエリアについて、一部県負担を求める事業者もあるが、一社からは条件次第で独立採算ができると回答があった。今年度中に新しい基本方針を示し来年度に実施プランを策定して、工事発注に向けて進めていく。



④県産農産物等の輸出促進の取組について。県産農産物等の輸出を促進するためには、農地の集約であったり、農家や農業法人の育成や誘致といった生産面の体制づくりと規制対応を含めた海外の販路拡大の両面から進めていく必要があると考えるが、今後どのように取組を進めていくのか。

農業者の所得拡大に輸出促進は必要だと考えており、経営高度化や法人化には専門家を派遣する伴走型支援をしており、合わせて輸出促進も図る。国内消費量の減少が著しいお茶について相手先国の残留農薬基準のクリアに向けて農家支援をしており、これをイチゴや柿にも拡充し、産業化と持続化を今後も進めていく。



- ①子育て支援の観点からも幼稚から小学生までが一日遊べる規模の屋内遊戯施設を強く要望。
- ③県内の食を支えて頂いている県内事業者の負担軽減で、使用料上昇を抑制頂くよう要望。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 関本 真樹

年 月 日	令和6年1月6日他				
表題と発行部数	広報紙「MASAKI ニュース No.22」 25,000部発行				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	ポスティング（業者：22,410部 自身：2000部） 街頭配布 590部				
発行目的	12月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	政党名や自身の写真の面積が10分の1以下であるため				
内容	12月議会報告（自身の委員会質疑等）				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	
	印刷費	東京カラ 一印刷	56,700円	@2.27円×25000 部	40
	ポスティン グ代	アイポス ティング	122,018円	@5.44円×22410 部	44
※ 全て90%充当 合計 178,718×90% = 160,846円					
備考	添付資料：MASAKI ニュース NO.22				

注 発行した広報紙を添付してください。

～県議会議員 関本まさきの県政報告～

発行責任者：関本真樹

大和郡山市小泉町918 粕本ビル202

携帯：080-6215-0287

E-mail : mightgaine5625@yahoo.co.jp

2024年冬号



12月定例議会報告



■ 12月の定例会においても山下知事から出された議案は、条例改正や物価高騰対策等の補正予算、関西広域連合への全面参加に関するもの等全て可決されました。概要は右記。

■ 今回の12月議会において、自由民主党・無所属の会及び改新ならの一部議員らから議員の期末手当引き上げ（0.1月分）の議案が提出されました。岸田首相は増額になる分を自主返納、京都市議会においては市民の暮らしをよくするために、令和6年1月から令和9年3月まで議員報酬2割削減するということを自民党も含め全会一致で可決しました。が、奈良県議会ではこういった議案が出されており、6月議会で会派：日本維新の会から出した議員報酬2割削減の議案も否決されています。物価高騰で生活が苦しくなっておられる方も多く、到底理解を得られるものではないと日本維新の会、公明党、共産党は反対しましたが賛成多数で可決されました。私たちは今後増額相当分は身を切る改革として集約し、被災地への寄付等を行ってまいります。

直近で発表された県の動き

■ 令和5年12月5日発表 ならの道リフレッシュプロジェクト

令和6年度から令和10年度まで5ヶ年、総事業費約80億円をかけて道路の計画的に維持管理。

- ・限られた予算で多くの路面を修繕すべく表層修繕を実施するも、すぐに損傷し修繕が追い付かず
→大型車交通量1000台／方向以上の県管理道路を損傷度に応じた舗裝修繕を実施し耐久性向上
- ・主要道路での草刈りに多額の費用がかかるも追い付かず住民満足度が向上しない
→道路の外側をコンクリートなどで覆い雑草のはみだしを軽減させる

(市内だと奈良大和郡山斑鳩線：富雄川沿いの道路、片桐中学校南側あたり)

- ・要修繕箇所の状況が電話だと伝わりにくい、道路パトロールは日常的に行うことが困難
→LINEによる通報サービスを始める、ドライブレコーダー画像をAIで診断し異常箇所を検出

■ 令和5年12月22日発表 ぬくもりあふれる公園プロジェクト

令和6年度から令和10年度まで5ヶ年、総事業費約22億円をかけて馬見丘陵公園、奈良公園、大渕池公園、竜田公園、大和民俗公園の改修を行っていく。内容は公園によって異なるが、主要な園路のバリアフリー化、洋式便器やおむつ交換台の設置などトイレの整備、授乳施設の設置、車いす優先区画やゆづりあい区画などおもいやり駐車場の設置、休憩施設の設置です。

もちろん正式には次年度予算が議決されてからですが県としての計画を打ち出しています。

ニュースの感想やご意見、お困りごとなどなんでもお寄せください。SNSやホームページも是非ご覧ください。ポスター設置箇所のご提供やお手伝いいただける方もお気軽にご連絡ください！



観光振興対策・地域公共交通対策等特別委員会での質疑(抜粋)



①外国人観光客の誘客について。外国語版の県観光ホームページの記事の更新日が最新のもので2022年3月と表示されている。更新頻度及びアクセス数は?

外国語版ホームページは毎月約5～8万件程度のアクセス数がある。コンテンツは随時更新しており、直近では11月にセキュリティ対策強化で更新した。ご指摘の箇所は新着情報ではないがトップ画面にあり、今後よりよい見せ方も考えていく。



②あをによし観光アプリについて。自治体によってはアプリでスタンプラリーを実施して周遊を促したり、行動データを集積しているが現状の活用状況は。新しく開発を進めている観光アプリとの住み分けはどうする考えか。

年に2回社寺の特別な開帳を掲載している祈りの回廊というパンフレットを発行し、そのアプリでスタンプラリーは実施しているが行動データ等はとっていない。現行アプリは行きたいところを検索してもらい、新しいWebアプリは趣味嗜好にあつた観光施設、宿泊施設などをおすすめするものです。

- 英語版のインスタグラム等SNSと併せてインターネットでの観光広報を強化して頂きたい、アプリがいくつもあると使い勝手が悪いので、統合など利便性も向上させてほしいと要望

文教くらし常任委員会での質疑(抜粋)



①(仮称)奈良県こどもまんなか未来戦略について。取り組みはいくつか記載があるが、大きな方向性も肝要である。目標設定についての考え方を問う。

今月中に公表が予定されているこども大綱も勘案する必要がある。大綱において子ども、若者、子育ての当事者に対してどう目標設定がされるかを注視し、県の子ども・子育て政策を総合的に推進できるようにしていく。



②高校給食について。共働き世帯が増えてきていることは周知の事実である。保護者負担の軽減や栄養バランスのとれた食事を提供するといった観点や公立高校の魅力づくりの一環として、食堂のない高校等で市町村の給食センターの協力も仰ぎながら高校給食を実施していくべきだと考えるがどうか。

他府県で魅力づくりの一環で実施している事例があることは承知しているが、本県としては進学教育重点校、推進校などを進めることで魅力づくりに取り組んでいる。

- ①について。令和5年3月策定の奈良っ子はぐくみアクションプランの目標設定や達成指標の中には、これで課題解決できているかの確認になるのか疑問を感じるものや、従前より少し数値を改善させただけの数値目標もある。高い目標を掲げ、課題解決に向かって積極的に取り組んでいくという姿勢を持っていただきたいと述べ、他に県立中高一貫校の授業時数や高校受験の際に配慮が必要な生徒への対応とその後のサポートについても質疑をしました。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 関本 真樹

年 月 日	令和6年1月9日			
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.2」 12,500部 ※同じものを会派の政務活動費で 11,000部発行(計 23,500部)			
対象者	大和郡山市内			
配布方法	新聞折込 22,600部 街頭配布 900部			
発行目的	9月議会報告を行い、意見や要望等を求める			
按分率の説明	議会活動報告のみのため			
内容	9月議会報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷費	株式会社 アッパースタジオ	40,150円	@3.21円×12,500部
	新聞折込費	株式会社 アッパースタジオ	74,580円	@3.3円×22,600部
※ 全て 100%充当 合計 114,730 円				
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.2			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS

奈良県議会会派 日本維新の会 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7454 (日本維新の会議員室)



まつおいさお
松尾勇臣
吉野郡

・農林水産委員会
・東部地域振興対策特別委員会



さとうみづのり
佐藤光紀
生駒市

・農林水産委員会
・中部地域振興対策特別委員会
・農業政策委員会



こばやしめこと
小林誠
生駒郡

・建設委員会
・少子化対策・女性の活躍促進
・スポーツ振興対策特別委員会



ふくにしひろあき
福西広理
生駒市

・文教くらし委員会
・総合防災対策特別委員会
・議会運営委員会



くわんもんじゅ
関本眞樹
大和郡山市

・文教くらし委員会
・総合防災対策特別委員会
・議会運営委員会



まつかわしゅういちろう
松木秀一郎
奈良市・山辺郡

・経済労働委員会
・少子化対策・女性の活躍促進
・スポーツ振興対策特別委員会
・議会運営委員会



やまとよしらへい
山田洋平
生駒市

・農林水産委員会
・総合防災対策特別委員会
・議会運営委員会

奈良県議会会派 日本維新の会

「奈良県大改革」 始動!

9月定例会が終了しました。

山下県政がスタートして約半年、県民の皆様にはどのように映っているでしょうか。

前知事が選挙前にも関わらず、肉付けした予算を提案しそれを議会が承認。

前知事の予算編成を基にスタートした山下県政は

前知事時代に計画された無駄なハコモノ事業に「待った」をかけ、

生まれた財源で高校授業料無償化に道筋をつけるなど

「奈良県大改革」に向け、準備をしています。

しかし、旧態依然の県議会では、

自民党・無所属の会は議員間で申し合わせをした内容を反故にしたり、

同じ内容の話を場所を変え人を変え繰り返したり、やりたい放題。

こんなことをしているといつまでたっても税金の無駄使いはなくならない。

ぜひ県議会録画、委員会録画で

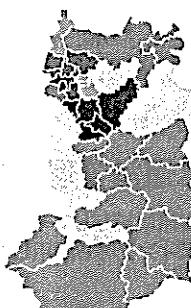
奈良県議会の現状をご覧ください。

公約を実現するため

本格的に山下県政がスタートするのは令和6年度。

その準備を含め、私たち維新県議団14名力を合わせて

「奈良県大改革」に向け頑張ります。



各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

メンバー紹介



しみずつとむ
清水勉
北葛城郡

・地政監察委員会
・総合防災対策特別委員会
・議会運営委員会



なかがわたかし
中川崇
奈良市・山辺郡

・建設委員会
・少子化対策・女性の活躍促進
・スポーツ振興対策特別委員会



くどうまさゆき
工藤将之
桜井市

・厚生委員会
・南部・東部地域振興対策特別委員会



はらやまだいすけ
原山大亮
橿原市・高市郡

・地政監察委員会
・南西部地域振興対策特別委員会
・議会運営委員会



ふくだとじや
福田倫也
大和高田市

・厚生委員会
・南部・東部地域振興対策特別委員会



きよたのりあき
清田典章
香芝市

・経済労働委員会
・少子化対策・女性の活躍促進
・スポーツ振興対策特別委員会



ほしかわだいち
星川大地
奈良市・山辺郡

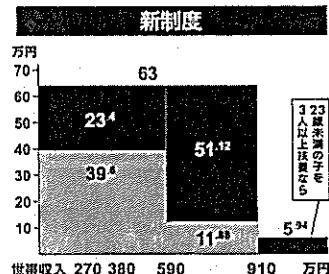
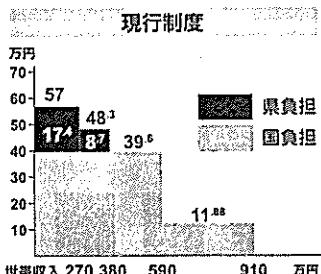
・文教くらし委員会
・総合防災対策特別委員会

山下知事 高校無償化への制度案を発表!

大型公共事業費の一部から財源を活用

県内私立高校の授業料の公費負担額を来年度から大幅に増額すると発表。新制度は来年度から、全学年を対象に始める。世帯年収910万円未満とする所得制限を設け、生徒1人あたり年63万円を上限に授業料を公費で負担する。910万円以上の世帯でも、23歳未満の子ども3人以上扶養しているれば、生徒1人あたり5万9400円の支援を受けられる。

奈良県の高校授業料支援の制度案イメージ



令和5年 9月定期例会

一般質問

一部抜粋

原山 大亮 議員

- ① 大規模広域防災拠点の用地について
- ② 大和平野中央田園都市構想の計画用地について
- ③ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備について
- ④ 自主財源の確保に向けた施策について
- ⑤ 奈良県の成長戦略について
- ⑥ 令和5年度全国学力・学習状況調査について
- ⑦ 大学における奨学金制度の周知について



大学の奨学金制度の積極的な周知を

質問 大学生対象の給付型奨学金制度や自治体による地域での大学受験など、経済的負担が少なくなる制度を県内の高校生に積極的に周知することで、大学を選ぶ際の選択肢が広がると考える。現状と今後の取組はどうか。

答弁 現在、各県立高校に対し、県教育委員会では日本学生支援機構が実施している高等教育の修学支援新制度等を紙ベースで周知し、各県立高校で説明会を開催するなどし、生徒への発信は校に任せている。今後の取組として、修学支援新制度だけでなく、学費がかからず、国家公務員として給料を受け取りながら学べる省庁管轄の大学校など、経済的支援となる情報について、来年度には全日制全学年で1人1台の利用が可能となる端末で、広く高校生にメルマガで配信を検討。また奈良テレビ枠での放送も検討する。

一般質問

一部抜粋

工藤 将之 議員



- ① 南部東部への観光客誘客について
- ② 奈良県らしい子育て政策について
- ③ 子育て世帯への経済的な支援について
- ④ 多胎児家庭支援について
- ⑤ 医療的ケア児支援について



子育て世帯への経済的な支援について

質問 日本の夫婦が理想の子どもを持たない理由の第一位は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。社会情勢が変化した現状において行政の積極的な支援が必要と考えるがどうか。

答弁 確かに、夫婦が理想とする子どもの数と、予定する子どもの数には開きがある。これを埋めるために、市町村の考え方も聞きながら支援のあり方を考えていきたい。また、私立高校の無償化を進めるとしても、3人以上の子どもを育てる家庭には年収を問わず何らかの支援を行えないか事例を研究していく。

関本 真樹 議員



- ① まほろば健康パーク機能強化について
- ② 県営都市公園の効率的な運営管理について
- ③ 奈良県中央卸売市場再整備について
- ④ 県産農産物等の輸出促進の取組について



県営都市公園の効率的な運営管理について

質問 民間事業者に一定期間、場所を無償貸与してイベント等の採算性を試してもらうトライアルサウンディング等も活用して稼ぐ都市公園を目指すべきと考えるがどうか。

答弁 これまで飲食店などの便益施設から使用料収入を得るなどしてきたが、県営都市公園全般についてトライアルサウンディングも含め更なる収入増に向けて取り組みを検討していく。

福田 倫也 議員



- ① 既存事業の見直しについて
- ② 建設工事等における県内業者の受注機会の拡大について
- ③ 奈良登大路自動車駐車場の来庁者利用について
- ④ 大和高田市立病院の移転整備について
- ⑤ 不登校対策について



大和高田市立病院の移転整備について

質問 県と大和高田市は、大和高田市立病院の移転整備について、県産業会館の敷地活用に関する協定を締結したが、山下知事就任後の市との議論の状況等と今後の取組はどうか。

答弁 7月の市長との面談で、「市の負担が少ない案が仙にもあるのではないか」と伝えたところ、「最善案を検討したい」との回答があった。その後、市の9月定期会で建替え候補地の予算が可決。今後、市から検討結果が示されると考えており、その内容によっては、連携・協力して対応していく。

松木 秀一郎 議員



- ① 民間企業との連携・協働について
- ② 小規模事業者の存続・発展について
- ③ 関西広域での観光について
- ④ 道路・河川の維持管理に関する県民からの通報について



民間企業との連携・協働について

質問 県と企業で締結する「包括連携協定」。本県では協定を14社と結んでいるが、荒井県政での5年、新しい提携はない。認知強化が必要。連携を求める県政課題をWEBなどで周知すること、トップセールスをすることが有効と考えるが、山下知事の所見は?

答弁 民間企業との連携、とりわけ包括連携協定の締結は、県民にとって大変有意義。利点があると考えられる場合は積極的に協定を結び、成果などについても情報発信を行う。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容は
QRコードの動画をご覧ください。

農林委員会



建設委員会



経済警察委員会



清水

原山



山田

経済労働委員会



佐藤

松木



清田

文教くらし委員会



菅原

中川



小林

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 関本 真樹

年 月 日	令和6年3月12日				
表題と発行部数	広報紙「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.3」 12,500部 ※同じものを会派の政務活動費で11,000部発行(計23,500部)				
対象者	大和郡山市内				
配布方法	新聞折込 22,600部 街頭配布 900部				
発行目的	12月議会報告を行い、意見や要望等を求める				
按分率の説明	議会活動報告のみのため				
内容	12月議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	
	印刷費	㈱プリント アップ・スタイル	40,150円	@3.21円×12,500 部	61
	新聞折込費	㈱プリント アップ・スタイル	74,580円	@3.3円×22,600 部	62
※ 全て100%充当 合計 114,730円					
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.3				

注 発行した広報紙を添付してください。



松尾勇臣
西都郡

・建設委員会
・南部・東部地域振興対策特別委員会



佐藤光紀
生駒市

・建設委員会
・総合防災対策・地域公共交通対策特別委員会



小林 誠
生駒郡

・建設委員会
・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会



福西広理
生駒郡

・文教くらし委員会
・総合防災対策特別委員会
・議会運営委員会



関本真樹
大和郡山市

・文教くらし委員会
・総合防災対策特別委員会
・議会運営委員会



松木秀一郎
奈良市・山辺郡

・経済労働委員会
・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会
・議会運営委員会



山田洋平
生駒市

・建設委員会
・総合防災対策特別委員会
・議会運営委員会

令和5年12月定例会報告

維新の山下知事になり実現

関西広域連合に全部参加決定

情報共有が進み、奈良県の課題解決につながるなどメリットいろいろ

一方 維新の会は反対した

議員ボーナス引上げ議案が可決

“わざわざ”自分たちの報酬を上昇させる「お手盛り議案」

令和5年最後の定例会が終了いたしました。

12月定例会では、14名の維新議員が各分野において、

県民の立場に立ち積極的な議論を展開しました。

また、県議会のすれた感覚を是正するため、自らの手でボーナスを引き上げようとする

自民党・無所属の会へ厳しい質問や反対討論を行ったり、

ルールを守らず議案に関係のない質疑を好き放題繰り返すことに強く抗議を申し入れました。

本会議も委員会も税金で運営されています。

無駄な議論をする時間など1分1秒許されないので

税金の無駄使いがこの様な意識から生まれることを

自民党・無所属の会には理解して頂きたいと思います。

さらに、議員特権の一つである

新幹線でのグリーン車利用に関しても廃止を提案しました。

1月中に他会派へ返答を求めており、どのような回答がくるのか。

行財政改革に合わせて、議会改革にもしっかりと取り組んだ12月定例会。

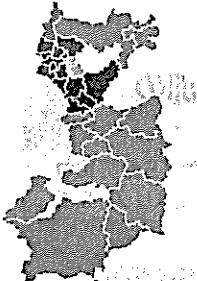
ボーナスの引上げは不本意ながら可決されました。

私たちの会派議員は、毎月の身を切る改革に今回の引上げ分を上乗せし、

令和6年能登半島地震で被災された地域に寄付をする予定です。

県民目線を忘れることなく、行財政改革、議会改革に

全力で取り組みますので引き続き今後の奈良県議会をご注目ください。



各メンバーの選出区ごとに
色分けしています。

令和6年能登半島地震により被災された皆様および関係者の方々へ

このたびの地震で犠牲となられた方々に心よりお悔み申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、被災者の救援と被災地の復興支援のために尽力されている方々に深く敬意を表します。

被災を受けられた皆様の安全と一日でも早く平穏な生活に戻られますことを心よりお祈り申し上げます。

旧態依然の県議会改革!

12月定例会 日本維新の会が行った申し入れ

▶新幹線グリーン料金支給廃止に関する申し入れ

奈良県議会議員の出張時等で新幹線のグリーン車を利用するという社会情勢と乖離した議員特権を廃止し、県民格差の是正に努め、県政発展に尽力するための申し入れ。

▶県議会の運営に対する申し入れ

「委員会に付託された議案の審査は付託議案の範囲内で行うことが原則」というルールを守らず、付託された議案の範囲を大きく逸脱した質疑を自由民主党・無所属の会の委員が繰り返したことへの申し入れ。



日本維新の会は断固反対!

奈良県議会 期末手当(ボーナス)支給状況

12月補正予算で、日本維新の会は反対した
「議員ボーナス引上げ議案」が可決されたことで増額となりました。

●議員

物価高に苦しむ県民の理解は得られない!

約366.6万円
令和4年度 合計

約11万円
アップ

約377.9万円
令和5年度 合計

●議長

約454.7万円
令和4年度 合計
↑14万円
アップ
約468.7万円
令和5年度 合計

●副議長

約397.2万円
令和4年度 合計
↑12万円
アップ
約409.4万円
令和5年度 合計

メンバー紹介

しみずとむ

清水 勉

北葛城郡

- ・建設委員会
- ・総合防災対策特別委員会
- ・議会運営委員会

なかがわ たかし

中川 崇

奈良市・山辺郡

- ・建設委員会
- ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

くどう まさゆき

工藤将之

桜井市

- ・厚生委員会
- ・南部・東部地域振興対策特別委員会
- ・議会運営委員会

はらやま だいすけ

原山大亮

橿原市・高市郡

- ・建設委員会
- ・南部・東部地域振興対策特別委員会
- ・議会運営委員会

ふくだ としや

福田倫也

大和高田市

- ・厚生委員会
- ・南部・東部地域振興対策特別委員会

さよた のりあき

清田典章

香芝市

- ・経済労働委員会
- ・少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

ほしかわ だいち

星川大地

奈良市・山辺郡

- ・文教くらし委員会
- ・総合防災対策特別委員会

令和5年 12月定例会



一部抜粋

佐藤 光紀 議員

- ① 奈良県教育の充実について
- ② 西和医療センターの移転・再整備について
- ③ 地方自治体が担う海外地方政府との友好交流について
- ④ 道の駅「クロスウェイなかまち」の活用等について
- ⑤ 奈良県のがん対策について
- ⑥ 地域公共交通のあり方について



一部抜粋

清水 勉 議員



- ① 関西広域連合全部参加のメリットについて
- ② 公園施設の充実にかかる財源確保のための一部公園駐車場有料化の検討について
- ③ 寄宿舎や高校学生寮を利用する学生の負担軽減について
- ④ バリアフリー基本構想策定推進の必要性について
- ⑤ 節税行政に対する財源確保のための宿泊税の検討について

関西広域連合全部参加のメリットについて

質問 既に参加している分野を除く5分野について、参加することの意義とメリットをお聞かせください。

答弁 関西地域全体での知恵や資源を活用して、広域で連携し、課題に取り組むことで、費用負担に見合う効果があると考える。医療分野では、医療関係者等が広域連合の各種セミナーに参加することが可能となり、最新の知見が共有できるようになる。また、資格試験等分野では、資格等の試験事務を広域連合へ一元化することで事務軽減できるなどのメリットを新たに享受できる。

中川 崇 議員



- ① 大規模広域防災拠点用地でのヘリポートの整備について
- ② 国内旅行における観光情報の発信について
- ③ 「オーガニックビレッジ」の推進について
- ④ 西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について
- ⑤ 教員の確保について
- ⑥ 平城古跡歴史公園の整備について

西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について

質問 西ノ京駅は、駅へのアクセス道が脆弱など複数課題があり、西側で市道や踏切の拡幅等も含め市と地元が協力して進めているなか、県も呼応して協力するべきと考えますが、いかがでしょうか。

答弁 西ノ京駅周辺は、道路の幅員が狭く、危険であるなどの課題を認識している。県道の拡幅計画は、市道の拡幅計画と整合させる必要があり、県としても駅西側ロータリーの整備など、市や地元が進めるまちづくりの検討に積極的に参画し、連携して取り組んでいく。

星川 大地 議員



- ① SNSを活用した情報発信について
- ② 保育の担い手確保について
- ③ インターネット上の誹謗中傷について
- ④ 警察職員の働き方について

インターネット上の誹謗中傷について

質問 高校生間でのインターネットやSNSを通じた誹謗中傷やいじめに対して、県教育委員会としてどんな対策を講じているのかお聞かせください。

答弁 いじめの被害者にも加害者にもならないよう、自らの行動を振り返り、互いの人権を確かめ合う機会として、アンケートを実施している。各県立高等学校では、アンケートの分析結果を踏まえ、情報モラルの向上に取り組んでいるほか、教員の対応力向上も図っている。関係機関と連携し、児童生徒への指導、保護者への啓発を図っている。



委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会



清水 原山 山田

経済労働委員会



佐藤 松木 清田

文教くらし委員会



清水 貝本 星川

生委員会



吉田 中川 小林

建設委員会



松尾 中川 小林

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 関本 真樹

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良県大和郡山市小泉町918 粕本ビル202 電話 080-6215-0287 延べ床面積 37 m ²
③他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 奈良県大和郡山市小泉町918) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 37 m ² (a) うち政務活動使用面積 37 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 37/37 → 按分率 100%
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 100% / (按分率の考え方: 政党活動は市内にある支部事務所で、)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方: 来客兼用のため、1/2を按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 100% / (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率)
⑨備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

頭 書		
当事者	賃 貸 人(甲)	株式会社泉建物開発
	賃 借 人(乙)	関本 真樹
契 約 物 件	物 件 名	柏本ビル (202) 号室
	住 居 表 示	大和郡山市小泉町 918
	所 在 (地 番)	未登記の為、地番なし
	家 屋 番 号	
	構 造	鉄骨造 2 階建
	賃 貸 借 面 積	2 階部分 約 37 m ² (登記簿 m ² の一部)
賃 貸 借 条 件	使 用 目 的	事務所 (政治活動)
	契 約 期 間	令和 5 年 11 月 10 日から令和 7 年 11 月 9 日までの 2 年間
	敷 金	50,000 円
	礼 金	50,000 円
	賃 料	44,000 円 (内消費税 4,000 円)
	共 益 費	0 円
	駐 車 場	11,000 円 (内消費税 1,000 円) ※2 台分
	月 額 合 計	55,000 円 (内消費税 5,000 円)
		南都銀行 [REDACTED] 支店
賃料・共益費等の 振 込 先		[REDACTED] (フリガナ) マキヨウジカソリカブシキガイシャ
		口座名義 正木商事管理株式会社

※この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

賃貸人（以下甲という）と賃借人（以下乙という）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約（以下本契約という）を締結した。その証として本契約書 2 通を作成し記名捺印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

建物賃貸借契約書

物件名 粕本ビル 202号室

貸主(甲) 株式会社泉建物開発

借主(乙) 関本 真樹

奈良のおもてなし「奈良ゴコロ」
賃貸のマサキ

建物賃貸借契約書

頭書		
当事者	賃 貸 人(甲)	株式会社泉建物開発
	賃 借 人(乙)	関本 真樹
契約物件	物 件 名	粕本ビル (202) 号室
	住 居 表 示	大和郡山市小泉町 918
	所 在 (地 番)	未登記の為、地番なし
	家 屋 番 号	
	構 造	鉄骨造 2 階建
	賃 貸 借 面 積	2 階部分 約 37 m ² (登記簿 m ² の一部)
賃貸借条件	使 用 目 的	事務所 (政治活動)
	契 約 期 間	令和 5 年 11 月 10 日から令和 7 年 11 月 9 日までの 2 年間
	數 金	50,000 円
	礼 金	50,000 円
	賃 料	44,000 円 (内消費税 4,000 円)
	共 益 費	0 円
	駐 車 場	11,000 円 (内消費税 1,000 円) ※2 台分
	月 額 合 計	55,000 円 (内消費税 5,000 円)
賃料・共益費等の 振込先		南都銀行 [REDACTED] 支店
		[REDACTED]
		(フリガナ) マサキショウジ カンリカブ シキガ イシャ
		口座名義 正木商事管理株式会社

※この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

賃貸人(以下甲という)と賃借人(以下乙という)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約(以下本契約といふ)を締結した。その証として本契約書 2 通を作成し記名捺印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

第1条 (賃貸借物件の表示)

本契約物件は頭書に記載の通りとする。

第2条 (使用目的)

- (1) 乙は、本物件を頭書に記載する範囲でのみ使用し、これ以外の目的に使用してはならない。
- (2) 乙は、本物件を頭書に記載以外の目的に使用するときは、事前に甲の承諾を得るものとする。
- (3) 本物件の営業内容、営業時間等は所轄官公庁の許認可を取得し、その指導内容を遵守すること。

第3条 (賃貸借条件)

賃貸借条件は頭書に記載の通りとする。賃料・共益費・その他諸費用の支払いは、毎月1日までにその当月分を甲の指定する方法にて支払うものとする。尚、振り込みが必要な場合、振込手数料は乙の負担とする。

第4条 (敷金・礼金・保証金)

(敷金)

- (1) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書に記載する敷金を契約締結時に無利息にて甲に預け入れるものとする。
- (2) 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しない時は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。乙は、この場合において本物件を明渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることはできない。
- (3) 甲は、乙が本物件を明渡し本契約による乙の債務の履行を全て完了した翌月末日迄に、乙の過失により発生する費用を契約の長短に関わらず敷金より相殺し、その残金を乙に返還するものとする。
- (4) 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。
- (5) 賃料が増額された場合、乙は頭書に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

(礼金)

- (1) 乙は、頭書に記載する礼金を本契約締結時に甲に支払うものとし、契約期間中や契約満了時、又は途中解約時を問わず、返金されないものとする。

(保証金)

- (1) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書に記載する保証金を契約締結時に無利息にて甲に預け入れるものとする。
- (2) 賃料が増額された場合、乙は頭書に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- (3) 甲は、保証金から頭書に記載する解約引を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除する。尚、残額がある場合は、本物件の明渡した翌月末日迄にその残額を乙に返還しなければならない。
- (4) 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第5条 (物件の引渡し)

- (1) 本物件の引渡し期日は令和5年11月10日と定め、乙は甲が指定した必要書類の提出及び必要手続きを完了し、これと引換えに甲は乙へ鍵の引渡しを行うものとする。

(2) 甲は、前項引渡し期日までに賃貸借契約目的以外の設備、物品等がある場合には、それを撤去のうえ乙へ引渡しを行うものとする。

第6条 (費用負担)

建物の公租公課は甲が負担し、設備から生じるガス、電気、水道料及び各種維持管理料、自治会費等の負担は、本物件引渡し日より乙の負担とする。

第7条 (危険負担)

(1) 本物件の引渡し期日、又は、敷金・礼金・保証金決済期日以前に乙の責任によらない天災、地変、流出、火災等による物質的毀損や、公用徵収、建築制限道路編入等の公法上の負担がある場合、その損失は甲の負担とする。

(2) 前項の場合に契約締結の目的が達せられないときは、乙は契約を解除することができる。

(3) 乙が前項により契約を解除した場合、甲は受領済の金銭全額を返済しなければならない。

第8条 (賃貸借契約期間及び更新、解約)

(1) 賃貸借契約期間については、頭書に記載の通りとする。但し、期間満了の3カ月前迄に、甲乙双方より本契約の解約について何ら申し出がない場合、本契約は賃料等同一条件にて期間満了から2年更新し、以後も同様とする。

(2) 賃貸借契約期間中に乙が契約の解除、明渡しを行うときは明渡し期日をその3カ月以上前に甲へ書面にて予告するものとし、解約月の日割り算定は出来ないものとする。尚、予告日より3カ月分の賃料等を支払う事により隨時解約・終了する事が出来るものとする。

(3) 前項の甲への予告後、乙は撤回取り消しを出来ないものとする。

(4) 賃貸借契約期間中に甲に正当な理由が生じて本契約更新を拒絶しようとするときはその6カ月前までに乙へ予告するものとする。

第9条 (賃料、その他の費用の改定)

賃料、共益費、その他の諸費用について、賃貸借契約期間中であっても公租公課の増額、物価及び本物件の価値の変動、近隣賃貸借相場の上昇、及び建物、設備の保全費用等に増額等がある場合は甲乙協議の上改定できる。

第10条 (店舗総合保険・借家人賠償保険)

甲は、本物件の引渡し日までに自己の負担で本物件に対し時価相当額の保険へ付保するものとする。乙は賃貸借期間中、店舗総合保険へ付保するものとし、甲に対する賠償を補うための借家人賠償保険を付加するものとする。

第11条 (善管注意義務)

(1) 乙は、本物件の引渡し後、本物件について善良なる管理者としての注意義務をもって使用管理し、維持修繕の必要が生じた場合には、すみやかに甲に通知しなければならぬものとする。

(2) 乙は、甲より貸与された鍵を万一紛失又は破損した場合、直ちに甲に連絡の上、乙の負担で鍵の設置を行うものとする。また、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(3) 乙は、乙または乙の使用者・顧客・出入業者等が故意または過失により本物件に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。但し、甲が付保した保険によって補填される分は除くものとする。

第 12 条（立ち入り権）

- (1) 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全、その他の本物件の管理上緊急に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- (2) 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- (3) 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- (4) 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

第 13 条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約に関し知り得た事項を相手方の承諾のない限り、本契約の存続期間中はもちろん契約終了後といえども他に漏洩してはならないものとする。

第 14 条（反社会的勢力でないことの確認）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各項に定める事項を確認する。

- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者及びその構成員、又は過激な政治活動集団、組織犯罪集團（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - (イ) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第 15 条（禁止事項）

乙は、下記各項に該当する行為をしてはならない。

- (1) 本契約に基づく賃借権の譲渡、権利譲渡、什器備品の売買、転貸等を行なわないことは勿論、名目の如何を問わず本物件の一部又は、全部を第三者に使用させてはならない。
- (2) 乙が敷金・保証金を甲に預託している場合において、返還請求権を第三者に譲渡又は、これを担保に供してはならない。
- (3) 乙及び第三者がその理由の如何を問わず、本物件内に宿泊又は居住してはならない。
- (4) 甲の承諾なしに本物件を頭書に記載する使用目的以外に使用してはならない。
- (5) 本物件の共用部分をみだりに占有、使用してはならない。
- (6) 甲の承諾なしに本契約始期の原状に変更を及ぼすような改裝工事、模様替え等を施してはならない。
- (7) 乙が集合看板、商号看板等を設置するときは予め、各市町村の屋外広告物条例に基づいた取り付け場所、大きさ、色調等を甲へ書面にて通知するものとし、甲の承諾なきものを設置してはならない。
- (8) 甲に無断で、商号、屋号、店名、営業種目等を変更してはならない。
- (9) 鉄砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品を製造又は保管してはならない。

- (10) 甲に無断で、大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けてはならない。
- (11) 騒音等の迷惑行為を行ってはならない。
- (12) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはならない。
- (13) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことで、付近の住民または通行人に不安を覚えさせることをしてはならない。
- (14) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせてはならない。
- (15) 反社会的勢力の事務所として使用又は看板、代紋等の掲示をしてはならない。
- (16) 物件の内外、周辺において、一見して暴力団関係者と認められるような服装、態度で徘徊、若しくは押し集し又は放歌高吟するなどにより近隣者及び付近住民に不安を抱かせるような行為をしてはならない。

第 16 条 (賃貸借契約の解除)

乙に下記各項に該当する行為又は事実が判明したときは、甲は乙へ催告のうえ、本賃貸借契約を解除することができるものとし、乙はこの請求に応じなければならない。

- (1) 本書賃貸借条件に定めた賃料、共益費、その他の諸費用等、本契約に基づく諸債務の支払を 2 カ月以上滞納したとき。
- (2) 乙に正当事由や甲に予め通知せずに 3 カ月以上本物件を使用しない又は営業しないとき。
- (3) 本物件内及び建物、設備、近隣者等に故意に重大な損害を及ぼしたとき。
- (4) 乙に破産の宣告があったとき。
- (5) 銀行取引が停止されたとき。
- (6) 民事再生手続きが開始されたとき。
- (7) 会社更生手続きが開始されたとき。
- (8) 特別清算手続きが開始されたとき。
- (9) 入居時に、乙又は連帯保証人（以下丙という）について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき。
- (10) 第 14 条の確約に反する事実が判明したとき。
- (11) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (12) その他、本契約内容各条項について乙による違反行為の事実が判明したとき。

第 17 条 (賃貸借契約の消滅)

天災地変、その他不可抗力により建物の全部又は一部が消失又は破損し、賃貸借物件の大部分が使用不能となつた場合には、本契約は当然消滅する。この場合、乙が被った損害のすべてについて、甲は何等の責めを負わず、乙は名目の如何を問わざず一切、甲に対して損害賠償の請求はできないものとする。

第 18 条 (損害賠償)

- (1) 乙が本契約書記載各条項のいずれかに違反し、甲及び当建物の他入居者に損害を与えた場合、又は、乙の故意、過失により本物件に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙の故意、過失による火災、焼失については敷金・保証金、既納の賃料等は返還しない。

第 19 条 (内装工事)

- (1) 本物件引渡し時に施工、設置済の内装造作設備、什器備品が有る場合は現状有姿とする。
- (2) 本物件引渡し以後、乙が内装工事（一部改裝工事、各種造作変更、模様替えを含む）を希望する場合は、内装工事全般について甲と事前に打合せ、甲の承諾を得るものとする。尚、その費用は乙の負担とする。

第 20 条 (修繕の負担)

本物件の内装造作設備は、契約始期の現状有姿とし、引渡し期日以後の故障箇所等の発生による修繕費用についてはその損害の原因の如何にかかわらず、乙の負担と責任において修繕する。

第 21 条 (賃貸借契約終了後の明渡し)

- (1) 賃貸借契約期間の満了、又は甲乙どちらか一方の申し入れによる契約解除により賃貸借契約が終了する時は、その終了期日までに乙及び丙は、賃料、共益費、その他の諸費用、公共料金等、本物件にかかる金銭債務のすべてを精算しなければならない。
- (2) 乙は明渡しに際し、速やかに自己所有物のすべてを撤去し、契約始期の原状ないし、甲の承認した契約途中の改裝工事完成時の原状に復し、甲の立会いのもとに明渡すものとする。又、乙の明渡し完了後、本物件内に残存する乙の所有物のすべてについて、乙はその所有権を放棄し、甲の所有に帰属させることを予め承諾するものとする。
- (3) 乙は、借地借家法第 33 条の造作買取り請求権を放棄し、甲に対して行使しないものとする。
- (4) 原状回復に際し、本物件に著しく損傷を与える恐れがあると甲が認めたときは、甲の判断に従い、乙はそのすべてを無償にて甲の所有に帰属させるものとする。
- (5) 前項の履行に要する費用はすべて乙の負担とする。
- (6) 乙は、本物件の明渡しに際して、如何なる名目を問わず甲に対し一切、金員等の請求はできないものとする。
- (7) その他、乙の責めに帰すべき事由により明渡し期日が遅延し、それによって甲に損害が生じた場合には、乙はその損害賠償の責めを負うものとする。

第 22 条 (一部滅失等による賃料の減額等)

- (1) 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- (2) 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

第 23 条 (甲の通知義務)

甲は、次の各項のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- (1) 賃料等支払い方法の変更
- (2) 管理業者の変更

第 24 条 (乙の通知義務)

乙又は丙は、各項のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- (1) 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更有あるとき。
- (2) 長期休業するとき。
- (3) 丙の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。
- (4) 丙の死亡又は解散。
- (5) 丙の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき。

第25条（乙の債務の担保）

本契約において各事項の方法により乙の債務を担保する。

（丙を設定した場合適用）

（1）丙は乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。丙は本契約に基づく乙の債務を保証し、乙と連帯して債務を履行する責を負うものとし、本契約が更新された場合においても、引き続き連帯保証人としての責を負うものとする。

（2）前項の丙が負担する保証債務は記載する極度額を限度とする。

（3）丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。

①甲が、丙の財産について、賃料その他本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

②丙が破産手続き開始決定を受けたとき。

③乙又は丙が死亡・解散したとき。

（4）前項に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

（5）前項の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第1項に定める義務を負うものとする。

（6）丙の請求があったときは、甲は、丙に対し遅滞なく賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

（7）乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確認する。

①乙の財産及び収支の状況

②本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

③本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

（8）乙は、前項の場合において新たに連帯保証人もしくは甲の承認する連帯保証人を設定できない場合、本契約は解除されるものとする。但し、甲が指定する家賃債務保証会社へ乙の費用で加入する場合この限りではない。

（丙を設定しない場合適用）

（1）記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別の定めとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きと本契約書の緊急連絡先を設定しなければならない。

（2）乙が前項の手続きをとらない場合、その他乙の責に帰すべき事由により保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。尚、乙は表記記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

（3）本契約期間中、甲指定の家賃債務保証へ乙の負担で加入するものとする。

第 26 条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第 1 審管轄裁判所とする。

第 27 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規に従い、その都度誠意をもって甲乙双方協議のうえ解決するものとする。

本書以下余白

特約・更新に関する事項

- (1) 乙の使用目的において近隣住民及び関係自治会より営業時間や騒音、自転車の駐輪・自動車エンジン音の苦情、来店客のトラブル等が発生した場合、乙の責任で対処・解決するものとする。
- (2) 本物件の内、外装の色調及び看板の取付けは、甲の承諾を得て乙の費用にて行うものとする。また看板の大きさ、設置場所、設置方法などは甲の指示に従わなければならない。
- (3) 本物件の賃貸借面積は約 37 m²としてあるが誤差が生じた場合、現状の専有面積を優先することに乙は承諾した。
- (4) 本物件の使用目的に関して出るゴミは、乙の責任において処分するものとする。
- (5) 本物件は現状引渡しとなるため、専有部分全てのもの（造作物、什器備品、空調・換気・照明設備、既設配線・配管等）の使用を認めるが性能保証無しのため、引渡し以降に使用不可と認められた場合、甲及び仲介業者には一切の責任はなく、乙の負担で修理、メンテナンス、取り換え、撤去することを、十分理解し乙は賃借するものとする。尚、修理、メンテナンス、取り換え、撤去時には、甲の承諾を得るものとする。
- (6) 乙の使用目的において関係省庁より申請許可が得られなかった場合、乙は甲及び仲介業者に対して異議・申し立て・損害賠償請求等を行わないことを確約する。
- (7) 本契約期間中において、雨漏り等が発生した場合、甲は誠意をもって対処するものとする。尚、雨漏りが原因で乙に損害が出た場合、甲乙協議の上対処解決するものとする。
- (8) 乙は頭書の賃貸条件にある消費税(10%)を甲へ支払うものとする。尚、将来消費税率に変更があった場合、改定後の税率にて支払うものとする。
- (9) 乙は、地元自治会より入会要請があった場合、自治会へ入会すること。
- (10) 本契約期間中、甲指定の家賃債務保証に乙の費用で加入するものとする（初回保証料 27,500 円、更新保証料として 1 年毎に 20,000 円）。
- (11) 乙は、頭書記載する使用目的に従い使用することにより、法令上設備の新設や改善等が必要となった場合には乙の負担とする。
- (12) 本契約書第 4 条(保証金)、第 7 条(1)保証金、第 15 条(2)保証金、第 18 条(2)保証金は消除するものとする。
- (13) 乙は、本契約書第 10 条を履行するため、物件の引渡し時に甲又は仲介業者へ保険証書のコピー、もしくは付保(附加)したことを証明できる書類を提出した後、引渡しを受けるものとする。但し、甲指定の保険へ付保(附加)した場合は除く。
- (14) 本契約締結後、本物件の引渡しまでの間に解約を申し入れた場合、乙は賃料の 1 カ月分、甲は賃料の 2 カ月を支払うことで解約できるものとする。尚、甲が特別の損害を被った場合、乙へ損害賠償の支払いを求めることができる。但し、賃料 3 カ月相当額を上限とする。
- (15) 駐車場は 2 台分で 11,000 円(税込)とし、建物北西側の東～5 番目と東～9 番目とする(別添駐車場配置図参照)。
- (16) 乙は、駐車場を使用するにあたり、甲の承諾を得た車両を指定位置に駐車しなければならない。尚、駐車場内で盜難又は事故等のトラブルが発生した場合、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 乙は、自動車保管場所使用承諾書を必要とする場合、発行費用 1 台あたり 5,000 円を甲へ支払うものとする。
- (18) 乙は、地域慣習並びに条例の範囲内で本物件を利用するものとする。
- (19) 賃料の支払方法は、甲指定金融機関より自動引き落しとし、引落し手数料 418 円(税込)は乙の負担とする。
- (20) 本物件が未登記であることを乙は了承し、未登記が原因で損害が発生した場合、甲及び仲介業者へ意義・申立て・損害賠償請求等はしないものとする。

以下余白

<契約締結日> 令和 5 年 10 月 6 日

(甲)

貸 主 住 所 奈良県下和郡山市小泉町 933
氏 名 (株)泉建物開発 代表取締役 粕谷祥彦
電 話 [REDACTED]
イボックス登録番号 T5120001055464

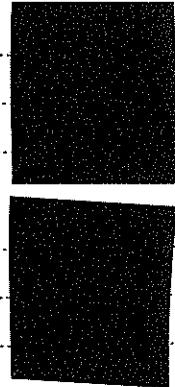


(乙)

借 主 住 所 奈良県大和郡山市小泉町 3304-12
氏 名 関本直樹
電 話 080 (6215) 0287

(丙)

連帯保証人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
電 話 [REDACTED]
保証債務の極度額 [REDACTED] 円



住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
電 話 [REDACTED] (.....)

家賃債務保証業者

JMC 賃貸保証株式会社

管理業者

正木商事株式会社

宅地建物取引業者

免許番号 奈良県知事(14)第 968 号
住 所 奈良市三条大路5丁目2-40
名 称 正木商事株式会社 尼ヶ辻店
代表取締役 正木久雄

T E L 0742-36-1234 イボックス登録番号 T3150001002259

宅地建物取引士

免許番号 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
T E L [REDACTED]